

クレアを通じた投票率に係る諸外国調査について（イタリア）

2 調査内容（案）

NO.	件名	頁
1	投票率に関する事項	
	（1）国政選挙の年代別投票率	2
	（2）地方議会議員選挙の投票率の推移	3
2	有権者としての意識醸成に関する事項	
	（1）主権者教育の取組について	6
	（2）選挙啓発の取組について	10
3	広域自治体の議会制度等に関する事項	
	（1）広域自治体の人口、2023年度の予算額、議員数、議員任期について	11
	（2）地方議会の組織図について	11
	（3）広域自治体議会の権限について	14
	（4）住民が議会審議に参加する仕組みについて	15
	（5）住民が議会に意見（請願等）を提出する仕組みについて	15
	（6）議会活動に関する広報について	17
	（7）議員に対する給付について	17
	（8）議会の年間開催日数及び開催時間帯等について	19
4	選挙制度について	
	（1）選挙権と被選挙権	20
	（2）有権者登録について	21
	（3）地方議会議員選挙の選挙期日について	21
	（4）地方議会議員選挙に係る選挙制度について	22
	（5）供託金について	28
	（6）選挙管理委員会の独立性について	29
5	立候補者に対する関心の向上に関する事項	
	（1）女性や若者、勤労者が立候補しやすい環境の整備	30
	（2）立候補者の政策等を知る方法について	37
6	投票環境について	
	（1）投票所の設置数と主な設置場所について	38
	（2）投票所の設置要件について	38
	（3）期日前投票について	39
	（4）二重投票対策・本人確認の方法について	39
	（5）郵便投票について	40
	（6）高齢者や移動困難者の投票機会の確保について	40
	（7）投票者に対するインセンティブの付与について	41
	（8）上記以外の投票環境の改善に係る取組について	42
7	インターネット投票について	
	（1）インターネット投票の導入状況について	43
	（2）インターネット投票を導入している場合	43
	（3）インターネット投票を導入していない場合	43
8	義務投票制について	
	（1）義務投票制の採用の有無について	44
	（2）義務投票制の採用の時期や経緯等について	44
	（3）罰則の内容及び投票義務が免除される要件について	44

1. 投票率に関する事項

(1) 国政選挙の年代別投票率

日本の例を参考に、類似の調査結果を御恵与下さい。(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

下院

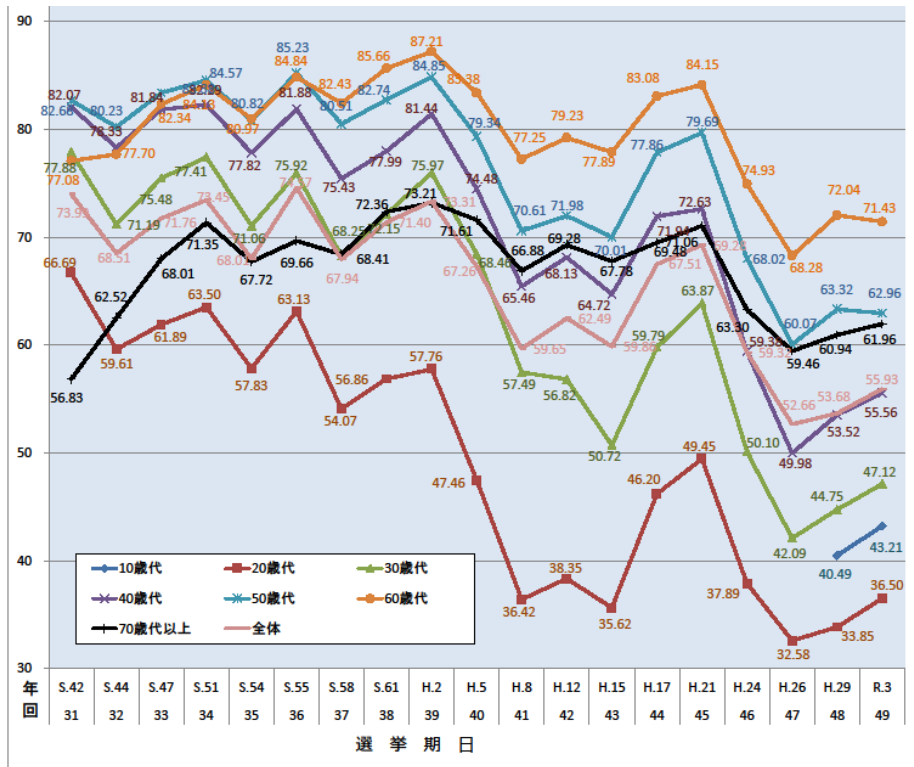
年代別投票率に関するデータはないため、全体の投票率のみを以下に示す。

	(%)																		
年	1948	1953	1958	1963	1968	1972	1976	1979	1983	1987	1992	1994	1996	2001	2006	2008	2013	2018	2022
全体	92.23	93.84	93.83	92.89	92.79	93.19	93.39	90.62	88.01	88.83	87.35	86.31	82.88	81.38	83.62	80.51	75.20	72.94	63.91

イタリア内務省の選挙データベース Eligendo からデータを抽出して作成

出典：<https://elezionistorico.interno.gov.it/>

(日本の例) 衆議院議員総選挙における年代別投票率の推移



年	S.42	S.44	S.47	S.51	S.54	S.55	S.58	S.61	H.2	H.5	H.8	H.12	H.15	H.17	H.21	H.24	H.26	H.29	R.3
回	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
10歳代	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	40.49	43.21
20歳代	66.69	59.61	61.89	63.50	57.83	63.13	54.07	56.86	57.76	47.46	36.42	38.35	35.62	46.20	49.45	37.89	32.58	33.85	36.50
30歳代	77.88	71.19	75.48	77.41	71.06	75.92	68.25	72.15	75.97	68.46	57.49	56.82	50.72	59.79	63.87	50.10	42.09	44.75	47.12
40歳代	82.07	78.33	81.84	82.29	77.82	81.88	75.43	77.99	81.44	74.48	65.46	68.13	64.72	71.94	72.63	59.38	49.98	53.52	55.56
50歳代	82.68	80.23	83.38	84.57	80.82	85.23	80.51	82.74	84.85	79.34	70.61	71.98	70.01	77.86	79.69	68.02	60.07	63.32	62.96
60歳代	77.08	77.70	82.34	84.13	80.97	84.84	82.43	85.66	87.21	83.38	77.25	79.23	77.89	83.08	84.15	74.93	68.28	72.04	71.43
70歳代以上	56.83	62.52	68.01	71.35	67.72	69.66	68.41	72.36	73.21	71.61	66.88	69.28	67.78	69.48	71.06	63.30	59.46	60.94	61.96
全体	73.99	68.51	71.76	73.45	68.01	74.57	67.94	71.40	73.31	67.26	59.65	62.49	59.86	67.51	69.28	59.32	52.66	53.68	55.93

※① この表のうち、年代別の投票率は、全国の投票区から、回ごとに144～188投票区を抽出し調査したものです。

※② 第31回の60歳代の投票率は60歳～70歳の値に、70歳代以上の投票率は71歳以上の値となっています。

※③ 第48回の第10歳代の投票率は、全数調査による数値です。

(2) 地方議会議員選挙の投票率の推移

日本の例を参考に、類似の全国調査結果を御恵与下さい。

全国調査結果が無い場合は、調査結果がある広域自治体議会・基礎自治体議会のうち、直近の投票率が最も高かった自治体と最も低かった自治体について御回答下さい。)

イタリアには基礎自治体であるコムーネ、県（一部は大都市）及び州の3階層の地方団体が存在する。

県の長及び県議会議員は、コムーネの長であるシンダコと、コムーネ議会議員を選挙人とする間接選挙で選ばれるため、ここでは広域自治体として、議会議員が普通選挙により選出される州を取り上げる。

広域自治体議会

州議会議員選挙

州議会議員選挙の投票率の推移に関する全国調査結果は見つからない。そのため2020年に実施された4つの普通州の議会議員選挙の投票率の比較、またそれら4州のうち、投票率が最も高かったヴェネト州の投票率の推移を以下に示す。

2020年9月20日と21日に実施された州議会議員選挙の投票率

- ・ヴェネト州議会議員選挙 61.15%
- ・プーリア州議会議員選挙 56.43%
- ・カンパーニア州議会議員選挙 55.52%
- ・リグーリア州議会議員選挙 53.42%

ヴェネト州議会議員選挙の投票率の推移

											(%)
年	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020
投票率	94.60	95.09	91.95	92.37	90.79	85.23	75.60	72.43	66.42	57.16	61.15

基礎自治体議会

コムーネ議会議員選挙

コムーネ議会議員選挙についても全国調査結果は見つからない。

2023年5月14日と15日には595のコムーネ議会議員の選挙が行われたが、同選挙の対象となったコムーネには13の県都のコムーネが含まれている。これら13のコムーネの第1回投票の投票率を比べると、投票率が最も高かったのはテーラモ(66.45%)、最も低かったのはトレヴィーゾ(52.14%)である。各コムーネの投票率については以下のとおり。

- ・テーラモ 66.45%
- ・シエナ 63.82%*
- ・マッサ 60.29%*
- ・インペーリア 58.08%
- ・ラティーナ 58.08%
- ・ブレーシャ 57.84%
- ・ブリンディジ 57.65%*
- ・テルニ 56.87%*
- ・ピサ 56.43%*
- ・アンコーナ 54.94%*
- ・ヴィチェンツァ 54.20%*
- ・ソンドリオ 54.09%
- ・トレヴィーゾ 52.14%

*第1回投票の投票率

また上記のコムーネのうち、最も投票率が高かったテーラモ市の投票率の推移を以下に示す。

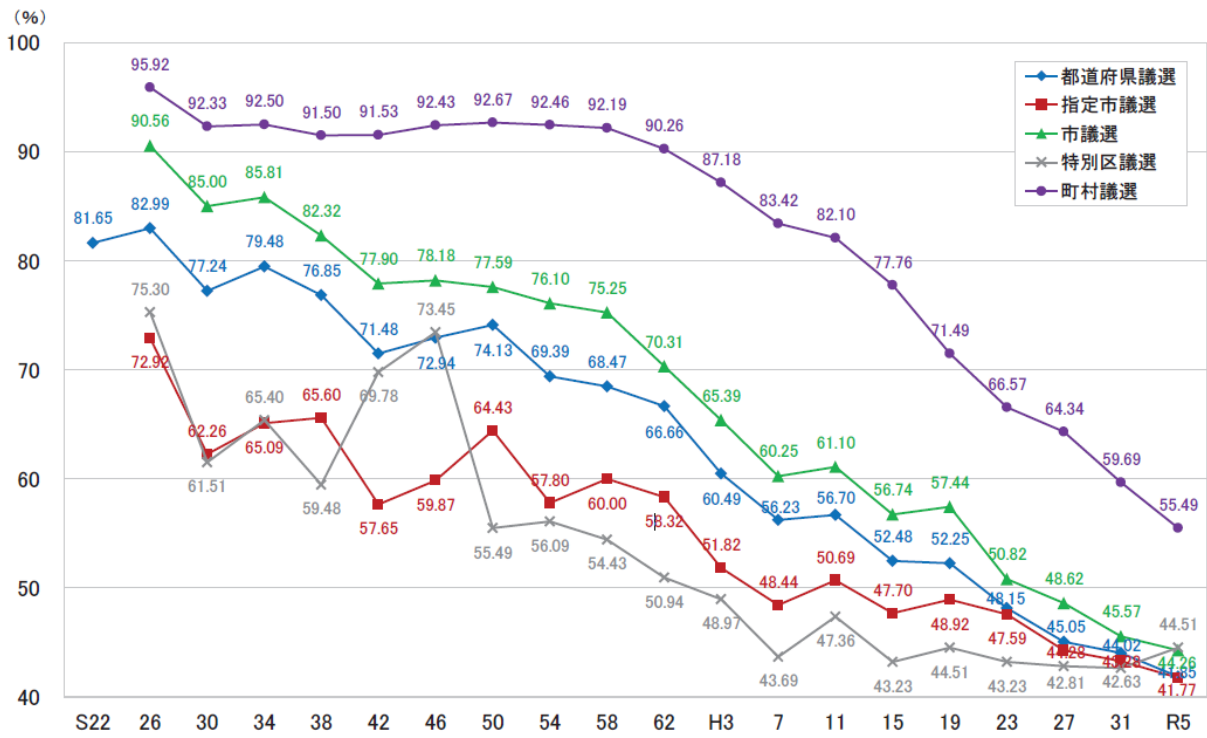
テーラモ市議会議員選挙の投票率の推移

							(%)
年	1995	1999	2004	2009	2014	2018	2023
投票率	82.46	80.22	80.39	76.35	74.24*	67.20*	66.45
*第1回投票							

イタリア内務省の選挙データベース Eligendo からデータを抽出して作成

出典：<https://elezionistorico.interno.gov.it/>

(日本の例) 統一地方選挙における投票率の推移



(出典：総務省)

2. 有識者としての意識醸成に関する事項

(1) 主権者教育の取組について

①具体的な取組内容について

日本の例を参考に、学校における主権者教育（政治や選挙、政策等を学習する機会）の取組状況に関する教育段階ごと（初等教育・中等教育・高等教育）の調査結果がある場合は御恵与下さい。

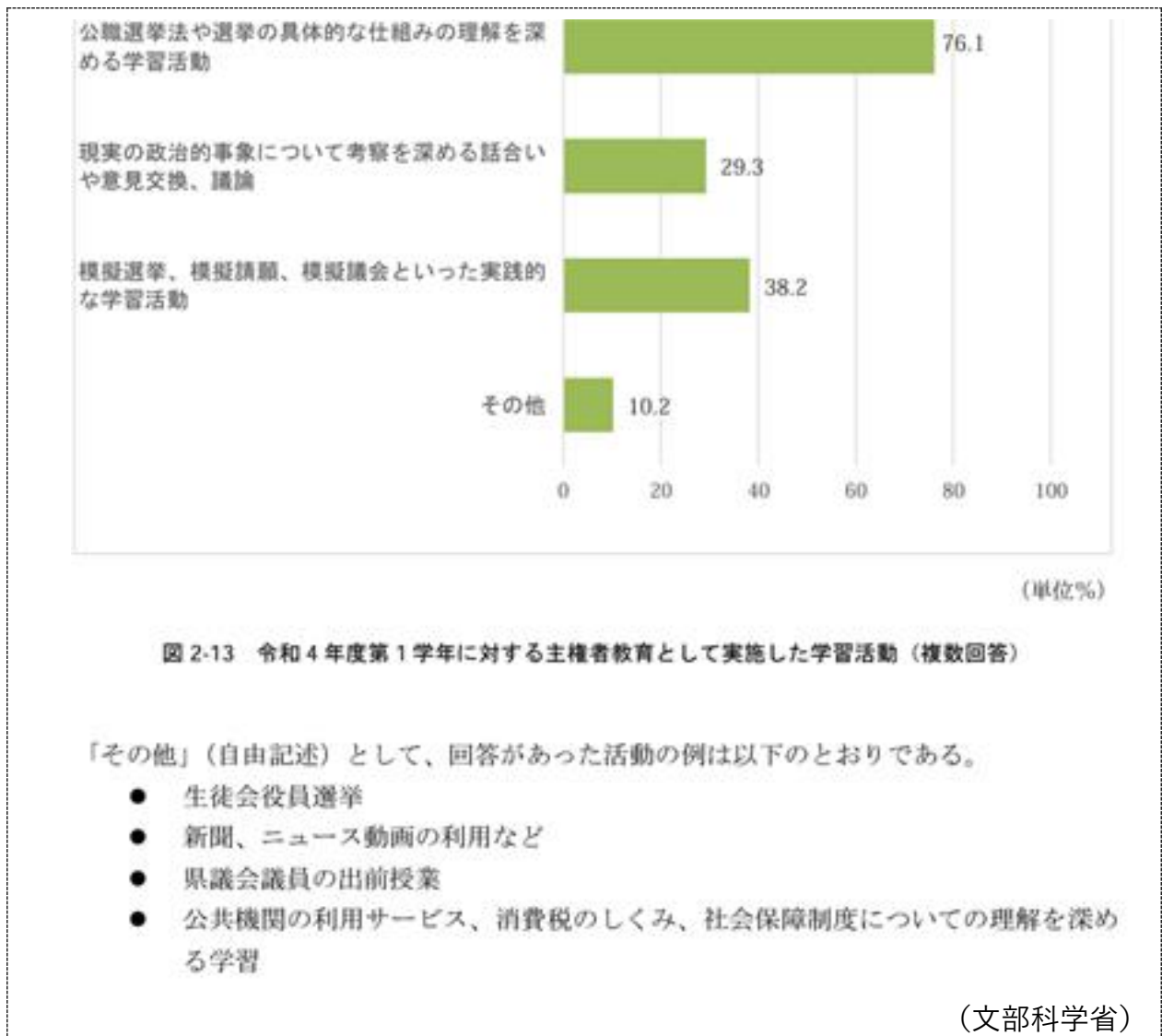
調査結果が無い場合は、多くの学校現場で行われている（と思われる）主権者教育の主な内容について教育段階ごとに具体的に御回答下さい。

調査結果はないため、異なる教育段階での主権者教育（educazione civica）の教育内容について述べる。

イタリアでは2019年8月20日法律第92号により、2020年度から小学校から高等学校までの全教育段階で横断的な主権者教育を実施するとともに、幼稚園においても責任ある市民を育成するための教育的イニシアチブが取られることが定められた。学校における主権者教育の年間授業時間数は33時間を下回ってはいけいとされる。取り上げられるテーマは憲法、法律（国内法及び国際法）、合法性及び連帯のほか、持続可能な開発とデジタル市民も取り上げられる。以下一例として、学校施設のサイトで紹介されている主権者教育のカリキュラムの主要な指導項目を列挙する。

初等教育	<p><u>幼稚園</u> 共生社会の基本的ルールと善良な市民の権利と義務を定める憲法の存在、憲法に謳われているいくつかの価値と国のシンボル（国旗、国歌）、普遍的な子どもの権利、自己アイデンティティの確立、共生社会のルールの理解</p> <p><u>小学校</u> 共生社会における多様性と対話の尊重、社会生活のルールの理解と尊重、学校における責任ある行動と態度、共同体への積極的参加、民主主義や市民権の価値、市民同士の関係について定める地域及び国の制度、憲法に定める社会倫理の基本原則（公正、自由、社会的平等）</p>
中等教育	<p><u>中学校</u> 国、州、大都市及びコムーネ、憲法と国際的な憲章に定める自由の原則、イタリア共和国憲法に定める基本的原則、国家と政府の形態</p>

	<p><u>高等学校</u></p> <p>第一学年： 学校と社会生活（学校の規則、組織・運営、学級会議、いじめ、行動障害等）</p> <p>第二学年： 社会契約（法律の根拠、憲法の基本原則、社会契約の違反、学級内での社会契約の締結等）</p> <p>第三学年： 司法と合法性（独裁の概念、武力の行使、反マフィア、70年代以降の虐殺事件、市民不服従運動、修復的司法）</p> <p>第四学年： イタリア及び欧州における市民権の行使（参政権、国の機関とEU機関、政党）</p> <p>第五学年： 国家と国民（欧州統合、憲法、統合モデル、憲法の原則、紛争、権力の管理、テロリズム等）</p>
<p>高等教育</p>	<p>大学には、高校生を対象に、主権者教育、また主権者教育で扱われるテーマ（憲法、環境、市民権等）に関する討論会やセミナー等を実施したり、高等学校に主権者教育のセミナーを提供しているところがある。</p>
<p>（日本の例）令和4年度における高等学校第1学年に対する主権者教育の取組状況</p>	



②政治・選挙等に関する授業内容について

主権者教育の授業がどのように行われているのか（特に、現実の選挙や政党、政策等を取り扱って、政策議論等を行っているのかなど）御回答下さい。

現実の選挙や政党、政策等を取り扱っている場合は、どのような工夫により政治的中立性が確保されているのかも含め、御回答下さい。

学校における主権者教育の具体的な授業内容については情報なし。

なお教員が市民教育の教材に使うビデオのサイトである HUB Campus で「イタリア憲法に定める参政権」と題するビデオには、以下のような説明がある。

・イタリア共和国憲法の第 1 編には市民の権利と義務（第 48 条～第 54 条）が定められている。

・選挙権に関しては第 48 条に規定されており、市民は自分達の代表を自由に選ぶ権利がある。その一方で市民は投票しない権利も有する。ただしそれは市民としての重要な権利の行使を諦め、他人に決定を任すことに他ならない。

・選挙権は満 18 歳以上の者に認められ、投票は「個人的」（選挙は自分の意思を政治

に反映させるもの)、「平等」(全ての票は同じ価値を有する)、「自由」(何人も自分の政治的見解に反して投票する義務を負わない)、「秘密」(他人に自分が誰に投票したかを言う義務を負わない)である。

・市民は政党に所属する、あるいは政党を結成する権利を有する。また市民は性別に関係なく公選職に立候補する権利と他の公職に就く権利を有する。

ビデオのリンク：

<https://campus.hubscuola.it/discipline-economico-giuridiche/diritto-economia/r-i-diritti-politici/>

③外部団体（地方議会や政党など）の関与について

学校で実施される主権者教育の取組（模擬投票なども含む）に外部団体が関与することがある場合は、どのような団体（特に地方議会や政党など）がどのように関与しているか御回答下さい。

団体	関与の内容
下院	学校の社会科見学の受入れ
州	<u>ヴェネト州</u> 中学校と高校の社会科見学の受入れ（庁舎の見学と州の権限及び事務に関する説明）
コムーネ	<u>トリノ市</u> 全教育段階の学校の社会科見学の受入れ（庁舎と議会の見学）

政治的中立性のため、学校教育に政党が関与することはあり得ないと考えられる。

④学校で実施される主権者教育の取組に対する支援について

学校で実施される主権者教育の取組に人的支援・技術的（ノウハウ）支援・財政支援が行政から行われている場合は、支援の内容を御回答下さい。

学校内においては、各学年を担当する教員の中から、主権者教育の実施を推進し、主権者教育に関して学校内において教員の連携を図るとともに、教員に対して主権者教育の授業プログラムに関する支援、助言を行う者（コーディネーター）が任命される。コーディネーターはそのために10時間以上の研修を1単位とする、40時間以上の研修（オンライン研修も含む）を受けなければならない。教育省は同研修にかかる教育省の予算として2020年度には4百万ユーロを計上している。

(2) 選挙啓発の取組について

・主な取組内容について

有権者や若者の政治に対する関心と意義を深めていく観点から取り組まれている選挙啓発活動について、どのようなものがあるか自治体の取組と民間団体等の取組で分けて御回答下さい。

自治体の取組	<p><u>トリノ市</u></p> <p>トリノ市は、青少年に政治参加してもらい、地方自治体とその意思決定機関の組織運営について知ってもらうために、市内の学校に通う10歳から14歳までの青少年（最終学年の小学生及び中学生）の民主主義参加の場である「青少年議会」を設置している。同議会の議員は各自の学校において立候補し、選挙によって選ばれた者である。議員は共同で作業を行い、議事日程を提案し、議題について検討し、市議会議員と話し合いの場を持つ。青少年議会においては、権利、いじめ、環境保護、市民権の行使、ボランティア、学ぶ権利、健康である権利、テクノロジー等が議題として取り上げられている。</p> <p><u>リヴォルノ市</u></p> <p>リヴォルノ市においても同じく若者の政治参加を促進するため、16歳から25歳までの青年25名（在籍する学校で選挙により選ばれた者と、県及び州の青年議会により任命された者）で構成される「青年議会」が置かれている。議員は学校において選挙で選ばれた者と県生徒評議会及び州生徒議会（県及び州レベルで青年の代表者により構成される諮問・提案機関）により任命された者で構成される。</p>
民間団体等の取組	<p>・国営テレビ局が若い選挙人を対象とする選挙啓発のスポットCMを放映。https://www.rainews.it/tgr/campania/video/2022/09/i-giovani-e-il-voto-diritto-e-dovere-civico--72c58607-5ba9-4ea5-b21a-a1bb88a47b93.html</p> <p>・ミラノの司教区が2024年6月に行われる欧州議会議員選挙への若者（18歳～30歳）の関心を高めるために、司教区の地域に居住する若者やNPOに対し、政治に詳しいボランティアの若者数人による選挙に関する出前講座を提供している。</p>

3. 広域自治体の議会制度等に関する事項

広域自治体のうち、最も人口が多い自治体、最も人口が少ない自治体、人口が平均程度の自治体について御回答下さい。

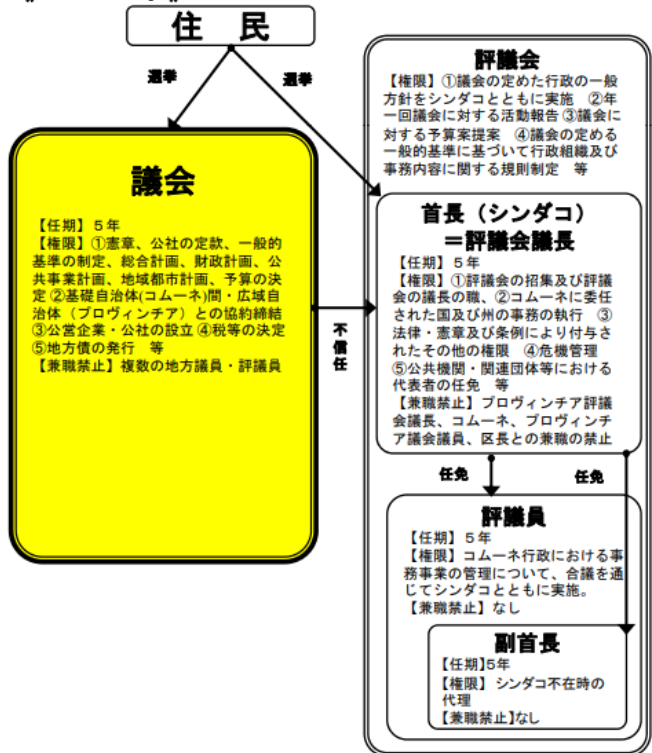
(1) 広域自治体の人口、2023年度の予算額、議員数、議員任期について

自治体名	人口	2023年度予算額	議員数	議員任期
ロンバルディア州	9,976,509人	260億ユーロ	80	5年
ヴァッレ・ダオスタ州	123,130人	17億ユーロ	35	5年
トスカーナ州	3,661,981人	120億ユーロ	41	5年

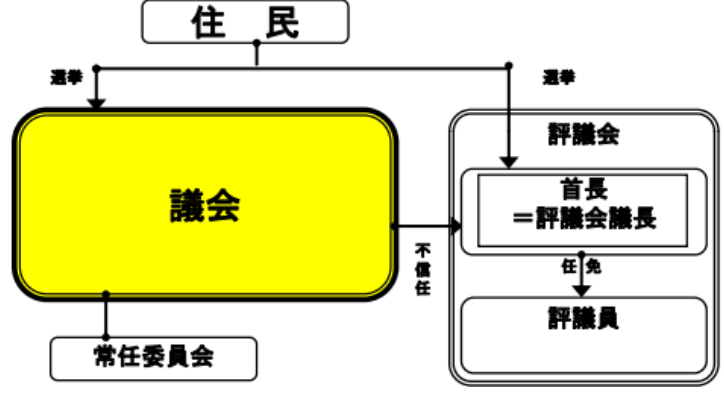
(2) 地方議会の組織図について

回答例を参考に御回答下さい（ドイツ、スウェーデンについては回答例に記載の内容に変更点等が無い場合は回答不要）。

基礎自治体
《コムーネ》



広域自治体
《レジオーネ》



出典：総務省「諸外国における地方自治体の議会制度について」

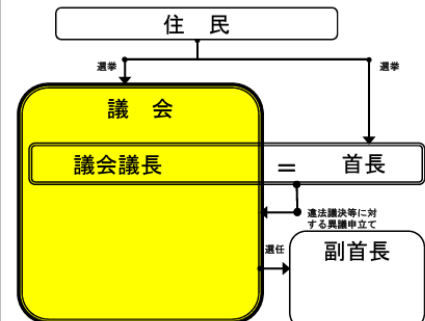
プロヴィンチア（県）については、別紙参照のこと。

議会の組織（ドイツ）

（バーデン・ヴュルテンベルク州）

広域自治体・基礎自治体

《クライス》 《ゲマインデ》



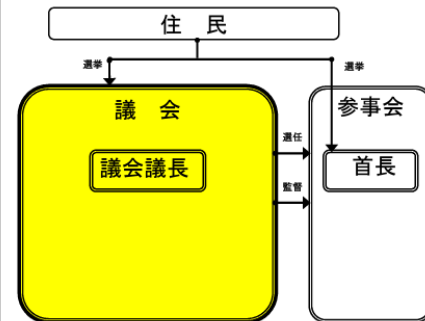
（南ドイツ評議会制モデル）

※注1 地方自治体の組織形態は、州憲法、州法（明示されていない場合は、地方自治体の条例）によって規定されるため、州毎に異なる。本資料は、バーデンヴュルテンベルク州（以下「BW州」）を例に挙げる。
 ※注2 首長は、行政の長としての権限と議会の議長としての権限を有する。

（ヘッセン州）

広域自治体・基礎自治体

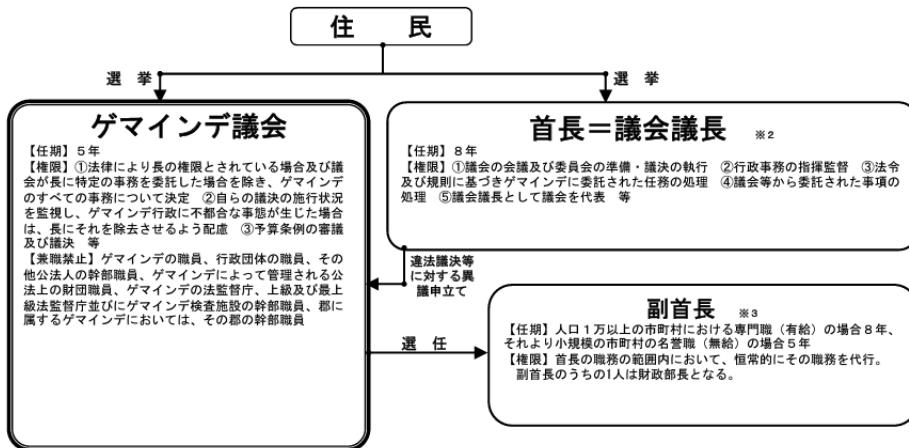
《クライス》 《ゲマインデ》



（参事会制モデル）

※注1 地方自治体の組織形態は、州憲法、州法（明示されていない場合は、地方自治体の条例）によって規定されるため、州毎に異なる。本資料は、ヘッセン州を例に挙げる。なお、参事会制モデルを採用しているのは、ヘッセン州とプレーマーハーフェン市（プレーメン市）である。

（バーデン・ヴュルテンベルク州の基礎自治体ゲマインデの例）



※注1 ゲマインデが出納業務をゲマインデ行政の外部の部署に処理させない場合に、ゲマインデが会計職(Kassenverwalter)を選任する。会計職の権限は出納業務である。会計職は、会計検査庁の長及び検査員との兼職が禁止されている。
 ※注2 首長に選ばれた者が、議会の議長を務めることになる。
 ※注3 副首長は、自治体の規模に応じて、1人以上選任される。

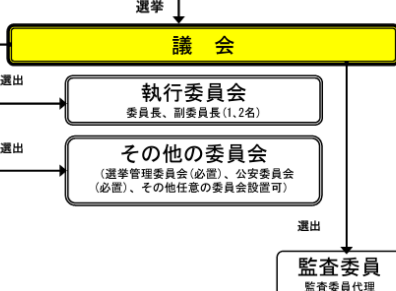
10

議会の組織（スウェーデン）

広域自治体

《ランスティング》

住民

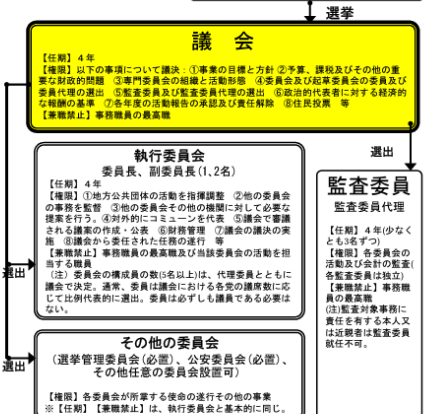


※注 スウェーデンの地方自治体には、日本の公選首長に相当する機関はないため、自治体の代表にあたる執行委員会の委員長が対外的な立場においてそれに近いとされている。

基礎自治体

《コミュニティ》

住民



※注 スウェーデンの地方自治体には、日本の公選首長に相当する機関はないため、自治体の代表にあたる執行委員会の委員長が対外的な立場においてそれに近いとされている。

10

(出典：総務省)

(3) 広域自治体議会の権限について

① 主な議決事項

日本の例を参考に御回答下さい。

自治体名	主な議決事項	年間議決件数
ロンバルディア州	州法律と州規則*の制定。 予算の議決と決算の認定。 州における行政計画及び州の政策方針の決定。 <small>*規則は日本の条例に相当するもの</small>	245 (2023年) そのうち州法 11
バジリカータ州		135 (2023年) そのうち州法 24
ヴェネト州		185 (2023年) そのうち州法 35

(日本の例)

自治体名	主な議決事項	年間議決件数
東京都	条例を設け又は改廃すること。 予算を定めること。 決算を認定すること。	条例 114 予算 49 決算 2
熊本県		条例 48 予算 54 決算 21
鳥取県		条例 36 予算 51 決算 4

※年間議決件数は令和3年の数値を記載

② 政策立案の権限に関する事項

日本の例を参考に御回答下さい。

自治体名	政策立案の権限
州議会	・ 国会への法案の提出 ・ 議員による議案の提出
コムーネ議会 議員	・ 議案の提出

(注) 県及び大都市の議員についても議案の提出権を有する。

(日本の例)

- ・国会又は政府など関係行政庁への意見書の提出
- ・議案（条例等）の提出
- ・議案（予算・条例等）に対する修正案の提出

(4) 住民が議会審議に参加する仕組みについて

住民が議会審議に参加する仕組みがある場合は、その仕組みの内容を御回答下さい。

委員会が有識者等を招致することができる旨が地方団体の憲章及び議会規則に定められているが、一般住民が議会審議に参加する仕組みに関する情報は見つからない。

自治体名	
エミリア・ロマーニャ州	委員会において州の法律案や任命等の審査に際し、外部の者を参考人として招致して、意見を求めることができる。
ピエモンテ州	委員会は審査する事項に関して、自治体関係者のほか、労働者や労働組合、NPO、文化・学術団体等の代表者を招致して意見を求めることができる。
ヴィチエンツァ市	委員会及び会派会長常任会議は必要に応じて参考人を招致することができる。

(5) 住民が議会に意見（請願等）を提出する仕組みについて

住民が議会に意見（請願等）を提出する仕組みがある場合は、その仕組みの内容を御回答下さい。

自治体名	
トスカーナ州	<ul style="list-style-type: none">・州の5000人以上の住民の署名を得た州法案あるいは規則案の議会への提出（州憲章第74条）・州議会により承認または改正された州の憲章の公示から3か月以内に当該州の有権者の50分の1（あるいは州議会議員定数の5分の1）の請求がある場合には、憲章は住民投票に付されなければならないが、住民投票の有効票の過半数の承認が得られない場合、投票に付された憲章は公布されない。（憲法第123条第3項）・廃止住民投票：州の有権者40000人の請求がある場合には、州法または州規則の一部あるいは全体の廃止について住民の意見を問う住民投票が行われる。なお憲章、州の予算法及び税法、州の内部規則等、一部の事項については廃止住民投票にかけることはできない。（州憲章第75条）・諮問的住民投票：州の有権者30000人の請求、あるいは州議会議

	<p>員の3分の2以上の賛成に基づき実施されるもので、住民の利益に関わる州の政策や計画について住民の意見を求めるもの。(州憲章第76条)</p>
トリノ市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願：住民はシンダコに対し、情報の提供を求めたり、苦情申し立てをすることができる。 ・ 連署による直接請求：憲章に定められた数の住民（16歳以上の者300人以上）の署名をもって、市に対して苦情申し立てをしたり、コムーネの権限に関する事務についてコムーネ議会に必要な措置を取るよう求めることができる。 ・ 住民による議案提出：1500人以上の住民の署名を得た議案の提出（憲章の改正に関する議案の提出には5000人の署名が必要）。この場合コムーネ議会は住民から提出された議案を審議、議決する義務を負う。 ・ 諮問的住民投票：コムーネ議会において過半数で可決された事項に関して住民に意見を問う住民投票（予算、地方税、使用料等特定の事項に関しては、住民投票にかけることはできない）。 ・ 10000人の有権者の発意により、以下の2つの住民投票の実施を求めることが可能。 <ul style="list-style-type: none"> ① 廃止住民投票：20000人以上の賛成が得られた場合、住民はコムーネ議会の議決の一部あるいは全部の廃止を求めることができる。 ② 発案的住民投票：コムーネ議会あるいはコムーネの評議会の権限に属する事項に関する計画等について住民が提案を行うもの。
モデナ市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願：シンダコとコムーネ議会議長に文書で意見や要望を述べる。 ・ 署名による直接請求：16歳以上の住民30人以上の連署が必要。 ・ 住民による議案提出：300人以上の署名を得た議案をシンダコに提出し、シンダコはそれを議会に付託する。 ・ 住民意見聴取：住民全体あるいは特定の地域の住民に、特定の行政分野や行政措置に関して意見を求め、それをコムーネ議会の審議に反映させるもの。意見聴取は集会、質問票、市のサイト、アンケート調査等の方法で行われる。コムーネの権限に属さない事項や、憲法、法律あるいは市の憲章と相容れない問題に関しては意見聴取を行うことはできない。議会は意見聴取の結果が得られてから30日以内にそれを検討しなければならないが、法的拘束力はない。 ・ 諮問的住民投票：特定の問題について住民に意見を問うもの。その結果は拘束力を有さない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は 150 人以上の署名をもって、以下の 2 つの住民投票の実施を市に求めることができる。 ① 廃止住民投票：コムーネ議会の権限に属する規則や措置の廃止について住民が意思を表明するもの。 ② 発案的住民投票：コムーネ議会が住民発意の議案について住民に意見を問うためのもの。
--	---

(6) 議会活動に関する広報について

議会の活動を住民に周知する取組として、どのようなものがあるか御回答下さい。

自治体名	取組内容
エミリア・ロマーニャ州	<ul style="list-style-type: none"> ・議会のニュースレター：Iscriviti alla newsletter (assemblea.emr.it) ・SNS（フェイスブック、X 及びインスタグラム）を使っての情報発信 ・議会のサイト上での議会及び一部の委員会の審議のライブ配信 ・議会の情報・広報部の動画配信サイトでの議会の活動等に関する情報提供 <p>https://www.assemblea.emr.it/attivita-1/attivita-dallaula/video-sedute-e-multimedia</p>
ロンバルディア州	<ul style="list-style-type: none"> ・サイトに市民向け情報のページを作成 ・1999 年から州議会庁舎の中に市民対応窓口を設置しており、住民に対して州議会とその活動について情報を提供している。受付時間は平日の 10 時から 12 時 30 分まで。 ・SNS や Youtube で情報を発信。
ナポリ市	<ul style="list-style-type: none"> ・議会のニュースレターConsiglio inform@で、市民に議会の活動について情報を提供

(7) 議員に対する給付について

①議員報酬について

議員報酬の支給の有無と、支給している場合は支給額を御回答下さい。

自治体名	報酬の有無	報酬有の場合はその額（年額又は月額）			
		議長	副議長	議員	その他※
リヴォルノ市	有	議長職の報酬 5323 ユーロ	副議長の役職に対する	55.77 ユーロ（議会 1 回出	

		口（月額、税込）	報酬なし。議員と同様に議会出席報酬のみ支給。	席につき。税込）	
ロンバルディア州	有	議員報酬 + 2700 ユーロ	議員報酬 + 2160 ユーロ	6327 ユーロ（月額、税込、10 か月支給）	常任委員会の委員長 + 1620 ユーロ、副委員長 + 1080 ユーロ 会派の議員団長 2160 ユーロ
ピエモンテ州	有	議員報酬 + 1700 ユーロ	議員報酬 + 1250 ユーロ	5000 ユーロ（月額、税込）	常任委員会の委員長 + 750 ユーロ、副委員長 + 600 ユーロ 会派の議員団長 1000 ユーロ

※議長、副議長以外の役職が有る者について、議員等と報酬額が異なる場合は、役職名と報酬額を御回答下さい。

②その他の給付について

議員報酬以外の議員への給付を御回答下さい。

自治体名	議員報酬以外の議員への給付
ロンバルディア州	議員は月額 4218 ユーロを上限として職務遂行に必要な経費の払い戻しを受けることができる。しかしながら議員が議会を欠席した場合には、欠席 1 回につき同額の 15 分の 1 に相当する 281.20 ユーロが、最大 1406 ユーロまで減額される。
ピエモンテ州	議会の構成員は月額 3500 ユーロを上限として、その職務遂行に必要な経費の払い戻しを受けることができる。ただし議員が議会を欠席した場合、この額から欠席 1 回につき 150 ユーロが減額される。なおこの減額は議長、また健康上の理由で議会を欠席し、医師の診断書を提出した議員には適用されない。

<p>コムーネ、県、大都市、州</p>	<p>議長及び議員が当該団体の庁舎があるコムーネの域外に居住する場合、その者が会議への出席等職務の一環で庁舎に出向く際の移動費は払い戻しの対象となる。自分の車で移動する場合には、1キロメートルにつき、ガソリン1リットルのガソリン代の5分の1が払い戻される。議長及び議員が職務の一環で所属団体の庁舎があるコムーネの外に出張する場合、その者は事前の許可を得て出張後に必要書類を提出することにより、出張に要した費用の払い戻しを受けることができる。ただし滞在費には上限が設けられている。</p>
---------------------	---

(8) 議会の年間開催日数及び開催時間帯等について

議会（の年間開催日数と、どのような時期（何月に何日程度か）・時間帯（日中か夜間か））に開催されているのか御回答下さい。

自治体名	年間開催日数	開催時期	開催時間帯
リグーリア州	52 (2023年)	開催日を見る限りでは、8月と9月を除いて、毎週1回ほど開催されているようである。	日により異なるが、10時～14時、あるいは10時～13時と14時～16時
エミリア・ロマーニャ州	32 (2023年)	通常2週間に1回	9時30分～13時と14時30分～17時30分
バジリカータ州	20 (2023年)	8月を除いて毎月1回～2回	11頃または17時頃に開始

4. 選挙制度について

(1) 選挙権と被選挙権

日本の例を参考に、選挙権と被選挙権を持つための条件をそれぞれ御回答下さい。

(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

国政選挙	選挙権	<u>下院</u> 満 18 歳以上の国民であること。
	被選挙権	満 25 歳以上の国民であること。
地方議会議員選挙	選挙権	<u>州議会議員選挙</u> 当該州内に居住する、選挙権を剥奪されていない満 18 歳以上の国民であること。 <u>県議会議員選挙及び大都市議会議員選挙（間接選挙）</u> 県内（または大都市内）のムーネのシンダコ（長）またはムーネ議員であること。 <u>ムーネ議会議員選挙</u> 当該ムーネ内に居住する満 18 歳以上の国民あるいは欧州連合加盟国の国民であること。
	被選挙権	<u>州議会議員選挙</u> 満 18 歳以上の国民であること。 <u>県議会議員選挙及び大都市議会議員選挙</u> 県内（大都市内）のムーネのシンダコまたはムーネ議員であること。 <u>ムーネ議会議員</u> 満 18 歳以上の国民であること（欧州連合加盟国の国民はムーネ議会議員選挙に立候補することができる）。

(日本の例)

国政選挙	選挙権	日本国民であること、満 18 歳以上であること
	被選挙権	日本国民であること、満 25 歳以上であること
地方議会議員選挙	選挙権	(都道府県議会議員選挙) 日本国民であること、満 18 歳以上であること 引き続き 3 ヶ月以上当該都道府県内の同一の市区町村に住所のある者 (市町村議会議員選挙) 日本国民であること、満 18 歳以上であること、引き続き 3 ヶ月以上当該市町村に住所のある者
	被選挙権	(都道府県議会議員選挙) 日本国民であること、満 25 歳以上であること、当該都道府県議会議員選挙の選挙権をもっていること (市町村議会議員選挙) 日本国民であること、満 25 歳以上であること、当該市町村議会議員選挙の選挙権をもっていること

(2) 有権者登録について

有権者登録が選挙権(投票権)を得るための条件となっている場合は、必要な手続の内容と、有権者登録が完了するまでの所要期間を御回答下さい。

居住地のムーネの住民台帳あるいは在外居住者台帳に登録されているイタリア国民は 18 歳に達した時点で自動的に選挙人名簿に登録される。

18 歳に達した者が引っ越し場合、その者の引っ越し先のムーネにおける転入手続きが終了し、転出先のムーネから当該者が選挙人名簿から抹消された旨が転入先のムーネにより確認された後、選挙人名簿の改訂の際に、当該者の選挙人名簿への登録が自動的に行われる。ムーネによる選挙人名簿の改訂は年に 2 回(一般的に 1 月と 7 月)定期的に行われるほか、選挙前にも行われる。

(3) 地方議会議員選挙の選挙期日について

日本の例を参考に、広域自治体議会議員選挙と基礎自治体議会議員選挙について、選挙期日を全国的に統一して実施している場合は、その時期と、その期日に選挙を実施している団体の割合(統一率)を御回答下さい。

	統一選地方選挙の時期	統一率
--	------------	-----

広域自治体議会議員選挙 (州議会議員選挙)	2024年3月10日 2023年2月12日・13日 2021年10月3日・4日 2020年9月20日・21日	1州のみ 2州のみ 1州のみ 4州のみ (州の数は全部で20)
基礎自治体議会議員選挙 (コムーネ議会議員選挙)	2023年5月14日・15日	595 (選挙日の時点でのコムーネの数は7901) 7.53%
	2022年6月12日	971 (選挙日の時点でのコムーネの数は7904) 10%
	2021年10月3日・4日	1192 (選挙日の時点でのコムーネの数は7904) 15.08%

(日本の例)

	統一選地方選挙の時期	統一率
都道府県議会議員	4月上・中旬	87%(41/47)
政令指定都市議会議員 区議会議員 市議会議員 町村議会議員	4月下旬	85%(17/20)
		91%(21/23)
		38%(294/772)
		40%(746/1,788)

(4) 地方議会議員選挙に係る選挙制度について

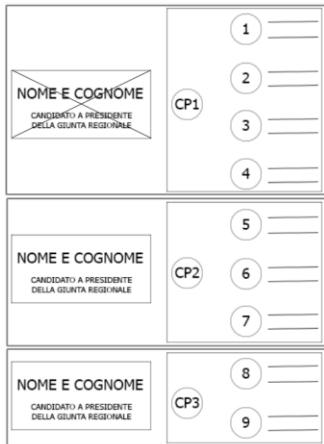
日本の例を参考に、広域自治体議会議員選挙と基礎自治体議会議員選挙に係る選挙制度を御回答下さい。

① 広域自治体議会議員選挙の選挙制度

州議会議員選挙

イタリアには普通州と特別州があるが、ここでは普通州の選挙制度について述べる。
州知事、州の評議会（合議制の執行機関）及び州議会議員の選挙制度、また兼職禁止等

については、国の法律が定める基本原則の枠内で州がその法律により定められると憲法に規定されている。州知事と州議会議員の任期は国の法律が規定する。普通州の選挙制度は州により異なるが、州法による選挙制度以前の制度（1968年法律第108号と1995年法律第43号に定める制度）を適用している州もあることから、以下その制度について述べる。

<p>代表性 (多数代表/比例代表)</p>	<p>多数派プレミアム付比例代表制</p>
<p>選挙区制 (小選挙区/大選挙区)</p>	<p>州議会議員の80%：県の区域を選挙区とする。 州議会議員の20%：州の区域を選挙区とする。</p>
<p>投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)</p>	<p>投票用紙には州知事の候補者の氏名と、その候補者に結び付いた1つあるいは連立の議員候補者名簿が印刷されている。</p> <p>投票人は州知事の候補者の氏名及び（または）当該候補者に結び付いた名簿に×をつけて投票する。</p> <p>また選挙人は選択した議員候補者名簿に含まれる者のうち2名までの苗字を投票用紙に記入して選好投票をすることができる（2名の場合は男女1名ずつ）。</p> <p>投票用紙の記入例（モリーゼ州の場合）</p>  <p>州知事候補者とその者に結びついた議員連立名簿 CP1 に投票</p>

NOME E COGNOME CANDIDATO A PRESIDENTE DELLA GIUNTA REGIONALE	CP1	1	_____
		2	_____
		3	_____
		4	_____
NOME E COGNOME CANDIDATO A PRESIDENTE DELLA GIUNTA REGIONALE	CP2	5	_____
		6	_____
		7	_____
NOME E COGNOME CANDIDATO A PRESIDENTE DELLA GIUNTA REGIONALE	CP3	8	_____
		9	_____

議員連立名簿 CP2 とそれに結び付いた州知事候補者に投票

NOME E COGNOME CANDIDATO A PRESIDENTE DELLA GIUNTA REGIONALE	CP1	1	_____
		2	_____
		3	_____
		4	_____
NOME E COGNOME CANDIDATO A PRESIDENTE DELLA GIUNTA REGIONALE	CP2	5	_____
		6	_____
		7	_____
NOME E COGNOME CANDIDATO A PRESIDENTE DELLA GIUNTA REGIONALE	CP3	8	_____
		9	_____

議員候補者名簿 5 とそれに結び付いた州知事候補者に投票

NOME E COGNOME CANDIDATO A PRESIDENTE DELLA GIUNTA REGIONALE	CP1	1	_____
		2	_____
		3	_____
		4	_____
NOME E COGNOME CANDIDATO A PRESIDENTE DELLA GIUNTA REGIONALE	CP2	5	_____
		6	Maria Tiso Giorgio Calò
		7	_____
NOME E COGNOME CANDIDATO A PRESIDENTE DELLA GIUNTA REGIONALE	CP3	8	_____
		9	_____

議員候補者名簿 6 に含まれる議員 2 名、名簿 6 及びそれに結びついた州知事候補者に投票

(日本の例)	
代表性 (多数代表/比例代表)	投票数の相対多数を得た候補が当選する多数代表を採用
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	各地方公共団体が条例で定めた議員総定数を各選挙区の人口に比例して配分する方式としており、選挙区ごとに定数が決められている
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	単記・自書式

②基礎自治体議会議員選挙の選挙制度

代表性 (多数代表/比例代表)	人口が 15000 人未満のコムーネ 多数プレミアム制に比例代表を加味した制度
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	コムーネの区域を単一の選挙区とする
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	<p> <u>人口 15000 人以下のコムーネ</u> コムーネの長であるシンダコの選挙と同時に行われる。シンダコ候補者にその者を支持する議会議員候補者名簿（党派）が結びついており、あるシンダコ候補者に投票することは、当該シンダコ候補者に結び付いた議員候補者名簿に投票することになる。選挙用紙には、シンダコ候補者の氏名とその議員候補団が所属する党派のロゴと党派名が印刷されている。投票人は選択したシンダコ候補者の左側にある党派のロゴに×をつけて投票する（下の図 Figure 1）。 </p> <p> また投票人は選択した名簿の議員候補者のうち、人口 5000 人未満のコムーネでは 1 名の、また人口が 5000 人から 15000 人までのコムーネでは 2 名（男女 1 名ずつ）の苗字を投票用紙に記入することにより選好投票することができる（Figure 2 と Figure 3）。 </p>

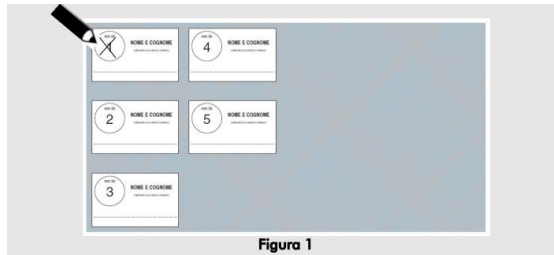


Figura 1

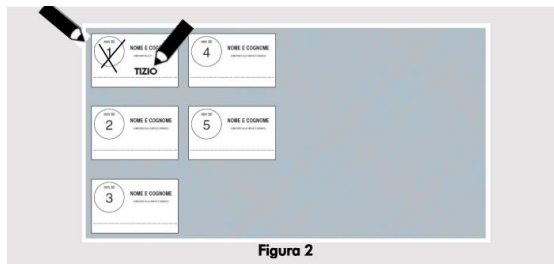


Figura 2

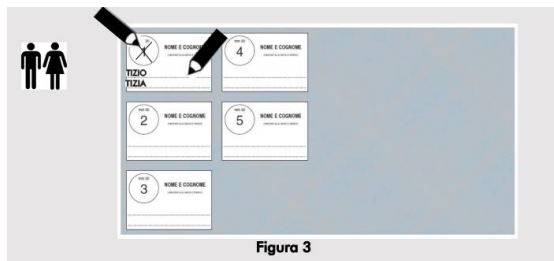


Figura 3

人口 15001 人以上のコムーネ

シンダコとコムーネ議会の選挙は同時に行われ、シンダコ候補者はその者を支持する 1 つあるいは複数の議員候補者名簿と結びついている。しかし有権者はシンダコ候補者と結びついた議員名簿、シンダコ候補者と結びついていない議員名簿のいずれにも投票することができる。

投票人は投票用紙に印刷された議員候補者名簿のロゴ 1 つに × をつけて投票する (Figure 5)。その場合名簿に結びついたシンダコ候補者にも投票したことになる。シンダコ候補者の氏名と、当該候補者に結び付いた名簿 1 つに × をつけた場合にも、当該シンダコ候補者と名簿に投票したことになる (Figure 7)。

投票人がシンダコ候補者の氏名に × をつけて投票した場合、シンダコ候補者に 1 票が投じられるが、

当該候補者と結び付いた候補者名簿には票は入らない (Figure 6)。

また投票人はシンダコ候補者と結びついていない候補者名簿に投票できる (Figure 8) ほか、選択した候補者名簿に含まれる候補者2名までの苗字を投票用紙に記入して選好投票をすることができる (Figure 9)。

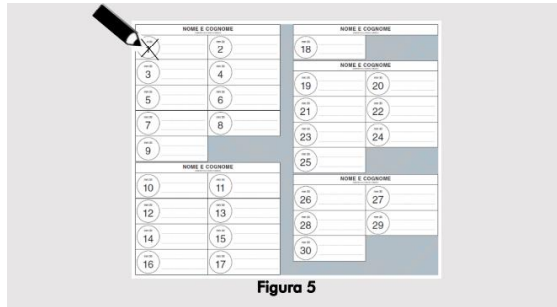


Figura 5

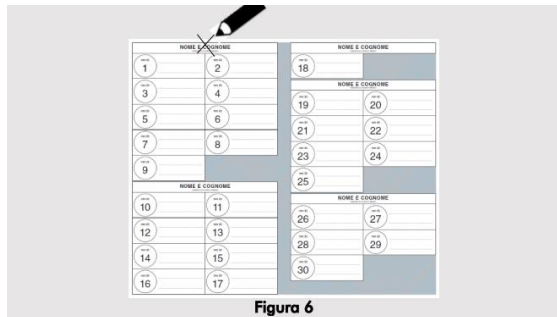


Figura 6

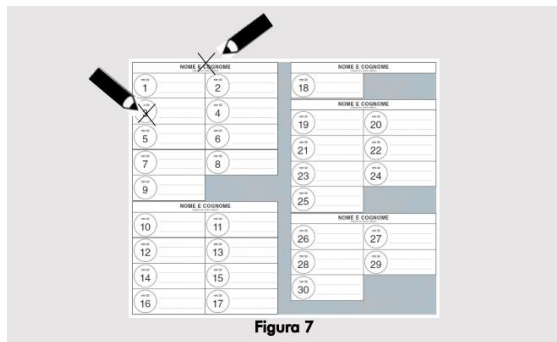


Figura 7

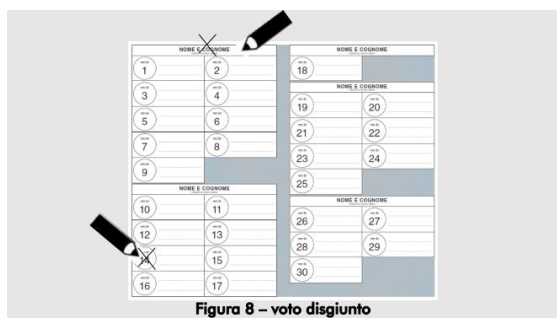
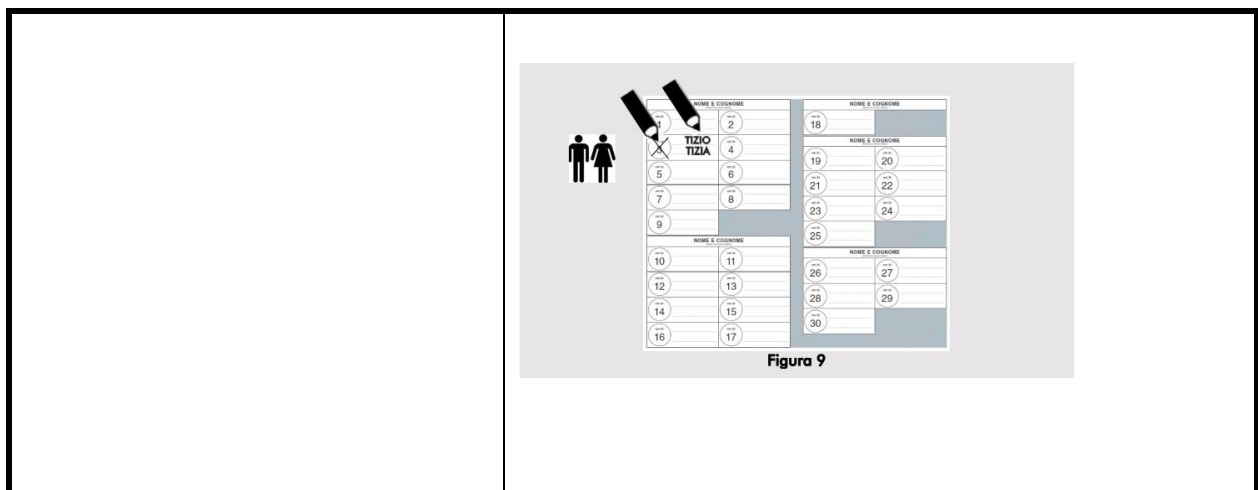


Figura 8 - voto disgiunto



(日本の例)

代表性 (多数代表/比例代表)	投票数の相対多数を得た候補が当選する多数制を採用
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	当該団体の区域を一の選挙区とする大選挙区が基本となっているが、政令市にあっては行政区を単位とする選挙区制を採用
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	単記・自書式

(5) 供託金について

日本の例を参考に、地方議会議員選挙に立候補する場合における供託金制度がある場合は、その内容を御回答下さい。

供託金制度なし。

(日本の例)

選挙の種類	供託額	供託物が没収される得票数、またはその没収額
都道府県議会	60万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
指定都市議会	50万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
その他の市区の議会 ※2	30万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
町村議会	15万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満

(出典：総務省)

(6) 選挙管理委員会の独立性について

日本では、選挙管理委員会は、地方自治法第 181 条の規定に基づき、選挙が公正に行われるよう、知事などの首長から独立した機関として設置され、同法第 186 条の規定に基づき、選挙に関する事務を管理しています。

また、選挙が公正かつ適正に行われるよう、選挙人名簿の調製を行うとともに、関係機関と連携しながら、投票率向上に向けた啓発活動などに取り組んでいます。

そこで、貴国における中央・地方選挙管理委員会について、政府（国）や地方自治体とどのような関係性にあるのか（政府や地方自治体から独立した機関なのか）、御回答下さい。

・各県には中央政府の出先機関である「地方長官庁－中央政府地方局」（以下「中央政府地方局」）が置かれている。中央政府地方局は内務省に属し、当該県において中央政府を代表する地方長官がその代表を務める。中央政府地方局の選挙課はコムーネの選挙事務の連絡調整を図り、投票率と開票結果のデータを収集し、それを内務省に報告する。また同局の選挙課は公正な選挙を行うため、投票用紙や選挙ポスター等を印刷し、投票所に必要な備品を配置する。地方長官は選挙にかかる法令の遵守を監督する役目を担い、投票所の秩序維持にあたる警官の配置を調整する。

・各コムーネにはコムーネ選挙委員会（*commissione elettorale comunale*）が置かれている。コムーネ議会議員の数が 50 人以下のコムーネの選挙委員会は、コムーネの長（シンダコ）とコムーネ議会内において選ばれた選挙委員 3 名及びその代理人 3 名で構成される。議員数が 50 人を超えるコムーネについては、選挙委員会は 8 名の選挙委員及び 8 名の代理人で構成される。選挙委員会の構成員にはコムーネ議会の野党の議員が含まなければならない。コムーネの選挙委員会は定期的に選挙人名簿の改訂を行い、各投票所の投票事務管理者（投票や開票に関する事務を行う者）を有権者の中から選任する。

5. 立候補者に対する関心の向上に関する事項

(1) 女性や若者、勤労者が立候補しやすい環境の整備

①女性議員の比率について

国会議員及び地方議会議員に占める女性の割合を御回答下さい。(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

国会議員	<p><u>下院</u> 定員 400 名のうち、女性議員の数は 129 名 (全体の 32.25%) である。 その内訳を年齢層別にみると、25～29 歳が 2 名、30～39 歳が 25 名、40～49 歳が 48 名、50～59 歳が 38 名、60 歳以上が 16 名となっている。(2024 年 3 月現在)</p>	
地方議会議員	広域自治体議会議員	<p><u>州議会議員</u> 23% (2023 年 2 月)</p>
	基礎自治体議会議員	<p><u>コムーネ議会議員</u> 34.32% (2023 年 2 月)</p>

②女性議員の増加 (確保) を目的とした措置・取組について

女性議員の増加 (確保) を目的としてどのような措置・取組が行われているか御回答下さい。

<p><u>コムーネ議会議員選挙</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 5000 人以上のコムーネの議会議員選挙の際に、候補者名簿はいずれの性別も候補者の 3 分の 2 を超えてはならない (地方団体制度統一法第 71 条第 3 項 bis 及び第 73 条第 1 項)。 ・人口 5000 人以上のコムーネにおいては議会議員選挙の際に 2 名の選好投票を行うことが可能であるが、その場合選んだ候補者名簿に含まれる候補者のうち男女 1 名ずつに投票しなければならない。例えば投票用紙に男性候補者 2 名を記入した場合、2 番目の候補者への投票は無効とされ、1 番目の候補者のみに投票したものとみなされる。 <p><u>州議会議員選挙</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・州の選挙法が選好投票について定めている場合、候補者名簿はいずれの性別も候補者の 60% を超えてはならず、また選好投票で 2 名の候補者を選べる場合には男女 1 名ずつを選ばなければならない。
--

- ・州の選挙法が選好投票について規定していない場合には、候補者名簿は男女のいずれもが候補者全体の 60%を超えないように、交互に氏名が記載された名簿を作成しなければならない。
 - ・州の選挙法が小選挙区制について定めている場合には、同じ党派で立候補する候補者の男女の割合はいずれの性別も 60%を超えないようにしなければならない。
- (2016 年 2 月 15 日法律第 20 号第 1 条)

③平均年齢と 10 代～30 代の議員の割合について

国会議員及び地方議会議員の平均年齢と若者議員（10 代～30 代）の割合を御回答下さい。（二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。）

国政選挙	平均年齢	<u>下院</u> 49.5 歳
	10 代の議員の割合	下院議員の被選挙権は満 25 歳以上の国民が有するため、該当なし。
	20 代の議員の割合	2 名（全体の 0.5%）
	30 代の議員の割合	48 名（12%）
地方議会議員選挙	平均年齢	<u>州議会</u> 州議会議員の平均年齢：48 歳（2018 年） <u>コムーネ議会</u> コムーネの公選職に就く者の平均年齢：49 歳（2022 年） （コムーネ議会議員のみのデータはなく、コムーネの長と評議員を含めたデータ）
	10 代の議員の割合	国立統計局（ISTAT）の年齢区分は「30 歳まで」となっている。従ってここに示す割合は 18 歳から 29 歳までの議員に関するものである。
	20 代の議員の割合	<u>州議会</u> 州議会議員：1.7 % <u>コムーネ議会</u> コムーネ議会議員：9.8 %

		(2022年12月31日付のデータ)
	30代の議員の割合	<u>州議会</u> 州議会議員：13.2 % <u>コムーネ議会</u> コムーネ議会議員：19.5 % (2022年12月31日付のデータ)

④若者議員の増加（確保）を目的とした措置・取組について

若者議員の増加（確保）を目的としてどのような措置・取組が行われているか御回答下さい。

情報なし。

なお若者議員に関するものではないが、2021年3月から2023年3月まで民主党（partito democratico）の書記長であったレンリコ・レッタは「民主党を若者が一番多く投票する政党にするには、新しい世代に適した広報の方法を利用して、若者に関する問題を政治討論と選挙公約の中心に据えなければならない」と2022年に述べている。

⑤地方議会議員の職業について

日本の例を参考に、類似の調査結果を御恵与下さい。

コムーネの長、評議員及び議員（121386人）の主要な職業（2022年）

民間企業の従業員：約8000人

職人・熟練労働者：約5000人

公務員：約4200人

企業主・民間企業の理事あるいは管理職：約4100人

設計・エンジニア関連：約3600人

法律関連：約2600人

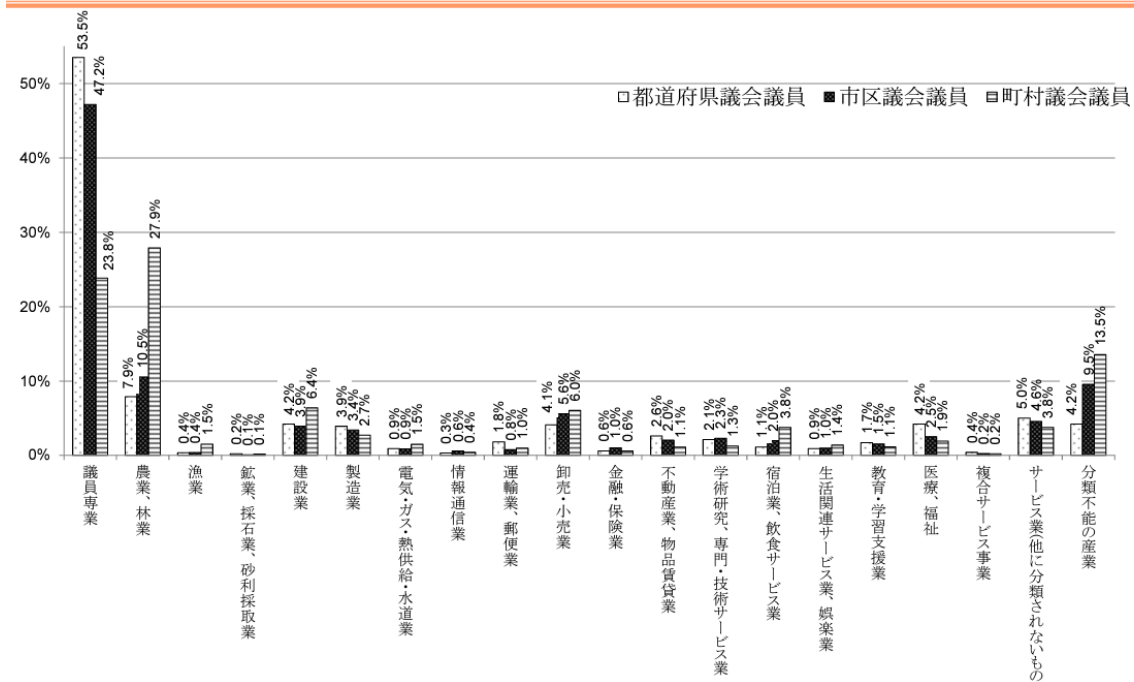
弁護士・訴訟代理人：1100人

（イタリア内務省のデータを元に、Centro Studi Enti Locali が作成したデータ）

州議会議員の職業についての統計はない。

(日本の例)

地方議会議員の概況①（職業別）



注：都道府県のうち、福島県、群馬県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、高知県、大分県は除かれている。

出典：全国都道府県議会議員会「全国都道府県議会議員職業別調」（令和3年7月1日現在）
 全国市議会議員会「市議会議員の属性に関する調」（令和3年7月1日現在）
 全国町村議会議員会「第67回町村議会実態調査の概要」（令和3年7月1日現在）

⑥地方議会議員の兼職・兼業の禁止について

日本の例を参考に、地方議会議員の兼職・兼業禁止が法令上規定されている場合は、その内容を御回答下さい。

地方団体制度統一法第 60 条には、以下の者はシンダコ、県知事、コムーネ議会議員、大都市議会議員、県議会議員及び地域自治区の議員の選挙に立候補することはできないと定めている。

1. 警視總監、副警視總監、内務省に勤務する公安總監、総局長以上の職を務める国家公務員
2. 共和国地方長官、副地方長官、公安関係の公務員（自分が勤務・管轄する地域において上記の公選職に立候補することはできないが、他の地域であれば可能）
3. 国軍の将官、司令官及び佐官（自分が職務上管轄する地域以外であれば立候補可能）
4. 聖職者及びその代理人（自分が典礼を管轄する地域以外での立候補は可能）
5. コムーネあるいは県の行政監督権を行使する独任制の機関あるいは合議制の機関の構成員と、当該機関の部局の指揮または連絡調整を担当する職員
6. 控訴院、裁判所、州行政裁判所の裁判官及び治安判事
7. コムーネと県の職員（自分の勤務団体以外であれば可能）

8. 地域保健局及び公立病院の長、管理部長及び保健部長
 9. コムーネあるいは県の出資割合が 50%以上の株式会社の代表者と幹部職員
 10. コムーネあるいは県に属する団体や会社において役員を務める者、また職員を代表する役職にあるか職員の組織連携に関する権限を有する職員
 11. 現職のシンダコ、県知事、コムーネ議会議員、県議会議員、大都市議員、地域自治区議会議員はそれぞれ他の団体において公選職を務めることはできない。
- 従ってこれらの者が立候補しようとする場合には、立候補の届出の期限までに辞職、異動、無給での休職が必要となる。

また地方団体制度統一法第 63 条は、シンダコ、県知事、コムーネ議会議員、大都市議会議員、県議会議員及び地域自治区の議員にある者は、以下の職業あるいは身分であってはならないと定めている。

1. コムーネまたは県の出資割合が 20%以上、あるいはコムーネまたは県から継続的に任意的な補助金を受けている団体や会社の役員及び代表権ないしは調整権を有する職員
2. 経営者、役員または代表権あるいは調整権を有する職員で、直接的または間接的にコムーネあるいは県の利益となるサービス、料金の徴収、管理あるいは契約に関わる者、ないしはコムーネまたは県から継続的に補助金を受けている民間企業に関わる者
3. コムーネまたは県から出資あるいは補助金を受けている会社のために継続的にサービスを提供する法律、行政あるいは技術コンサルタント
4. 民事訴訟あるいは行政訴訟の当事者としてコムーネまたは県と係争中の者
5. コムーネあるいは県、またコムーネあるいは県に属するないしはそれらの監督下に置かれている団体または会社の役員あるいは職員であった間に行った行為に関して、当該団体または会社に対してその責任を負うとの判決が確定し、それに関する債務の弁済を行っていない者
6. コムーネまたは県、あるいはコムーネ又は県に属する団体または会社に対して債務を負い、それに関して催告を受けた者、またはそれらの地方団体に納税すべき税を滞納している者で催告書を受け取った者
7. 任期中に地方団体制度統一法第 60 条に該当した者

州議会議員については、憲法 122 条に「州知事、州の評議会及び州議会議員の選挙制度及び兼職・兼業の禁止については、共和国の法律に定める基本原則の範囲内で州法により定められる」と規定されている。また同条は州議会議員あるいは州の評議員は、国会議員、他の州の議員または評議員、あるいは欧州議会議員の職を兼ねることはできない、と定めている。州議会議員の兼職・兼業の禁止の基本原則は、2004 年 7 月 2

日法第 165 号がこれを定めている。

また 1981 年 4 月 23 日法第 154 号第 2 条は、警視總監、副警視總監、内務省に勤務する公安總監、総局長以上の職を務める国家公務員、大臣官房、他の州の議会議員は州議会議員選挙に立候補できないと定めている。

さらに同条は、以下の者は自分が勤務、職務上管轄する地域において州議会議員選挙に立候補することはできないと定めている。

1. 共和国地方長官、副地方長官、公安関係の公務員
2. 国軍の将官、司令官及び佐官
3. 聖職者及びその代理人
4. 控訴院、裁判所、州行政裁判所の裁判官及び治安判事
5. 州に対して監督権を行使する機関の構成員と、当該機関の部局の指揮監督や調整を担当する職員
6. 州の職員
7. 地域保健局長、管理部長及び保健部長
8. 州の出資比率が 50% を超える株式会社の法的代表者及び幹部職員
9. 州に属する団体や会社において役員を務める者、また職員を代表する役職にあるか職員の組織連携に関する権限を有する職員

同じく 1981 年 4 月 23 日法第 154 号は、その第 4 条において、州議会議員の身分でありながら以下の役職に就くことはできないと定めている。

1. 下院議員、上院議員
2. 他の州の州議会議員
3. 大臣及び副大臣
4. 破産院の裁判官
5. 司法官高等評議会の構成員
6. 国立経済労働評議会の構成員
7. 公水高等裁判所の裁判官
8. 会計検査院の裁判官
9. 国務院の裁判官
10. 憲法裁判所の裁判官
11. 県知事
12. 州内のコムーネのシンダコ
13. 州内のコムーネの評議員

(日本の例)

地方議会制度の概要③ ～議員の兼職・兼業の禁止～

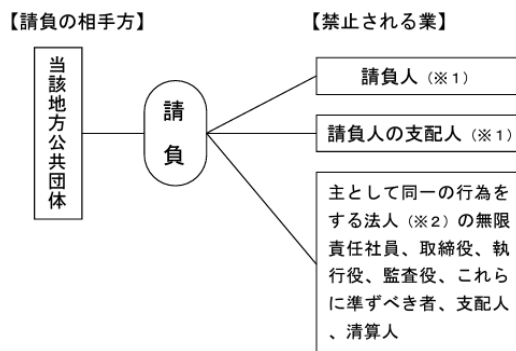
○ 兼職の禁止 (法 § 92等)

議員は、次に掲げる職と同時に身分を有することができないこととされており、在職中に次の職に就くような場合は、いずれかの職を辞する必要がある。なお、公選法 § 89等により、原則として、公務員が立候補の届出により議員選挙の候補者となった場合は、届出日に公務員を辞したものとみなすこととされている。

国会議員	法 § 92①	
裁判官	裁判所法 § 52	
他の地方公共団体の議員	法 § 92②	
普通地方公共団体の長	法 § 141②	
行政委員会関係	教育委員会の教育長及び委員	地教行法 § 6
	人事(公平)委員会の委員	地公法 § 9の2⑨
	公安委員会の委員	警察法 § 42②
	収用委員会の委員及び予備委員	土地収用法 § 52④
	海区漁業調整委員会委員	漁業法 § 140
	内水面漁業管理委員会の委員	漁業法 § 173Iによる同法 § 140の準用
	固定資産評価審査委員	地税法 § 425①
地方公共団体の常勤の職員	法 § 92②	
短時間勤務職員	法 § 92②	
固定資産評価員	地税法 § 406①	
外部監査人	法 § 252の28③VI	
港務局の委員会の委員	港湾法 § 17①	

○ 兼業の禁止 (法 § 92の2)

議員は、次に掲げる業に従事することができないとされている。議員在職中にこれらの業に従事していると、議会で出席議員の3分の2以上の多数により決定した場合は、失職することとされている(法 § 127①)。



※1 各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が政令で定める額(300万円)を超えない者を除く。

※2 当該地方公共団体に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人をいう。

(出典：総務省)

⑦女性や若者外で特定の属性(年齢、職業等)に属する者の立候補の促進を目的とした措置・取組

女性や若者外で特定の属性(年齢、職業等)に属する者の立候補の促進を目的とした措置・取組が行われているか御回答下さい。

情報なし。

⑧子育て世代の議員に配慮した議事堂内の施設整備及び議会運営の工夫について

日本の例を参考に、子育て世代の議員に配慮した議事堂内の施設整備及び議会運営の工夫の内容を御回答下さい。

自治体名	取組
首都ローマ(旧ローマ市* *同市は2009年5月5日法律第42号第24条によ	2023年10月19日に議会の会議規則が改正され、妊娠中の議員、父親休暇あるいは育児休暇中の議員はリモート会議で議会に参加することができるようになった。

り、「首都ローマ」と呼ばれる、憲法に定める行政上及び財政上特別の自立性を有する地方団体となった)	
ジェノヴァ市	2023年12月12日の市議会の会議において、リスクを抱える妊婦の議員や生後間もない子の親である議員はリモート会議で議会に参加することができる旨が定められた。
下院	2022年11月15日に、乳児（生後1歳未満の子）を持つ下院議員は、事前に申請することにより乳児を連れて審議に参加することができ、また議場の最後列の席あるいは管理課が定めた演壇上の特別の場所において授乳をすることができると定められた。
<p>(日本の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議事堂内に議員用の保育スペースを整備している ・ 育児を理由とした議員の欠席を認めている 	

(2) 立候補者の政策等を知る方法について

日本の例を参考に、広域自治体議会議員の選挙に関し、有権者が立候補者の政策等を知る方法として主にどのようなものがあるか御回答下さい。

- ・ インターネットで各候補者のホームページやSNSを見る。
- ・ 候補者の選挙集会に行く。
- ・ テレビで候補者の討論会を観る。

(日本の例)

- ・ 街頭演説を聴く（演説の時間や場所は候補者のホームページなどに掲載される）。
- ・ インターネットを利用して各候補者のホームページやSNSを見る。
- ・ 選挙管理委員会が発行する選挙公報紙を読む。
- ・ テレビやラジオで行われる政見放送を観る。

6. 投票環境について

広域自治体のうち、最も人口が多い自治体、最も人口が少ない自治体、人口が平均程度の自治体について御回答下さい。

(1) 投票所の設置数と主な設置場所について

自治体名	投票所設置数	投票時間	主な設置場所※
ロンバルディア州 (9976509人)	9248	日曜日 7:00～23:00 と翌日 月曜日 7:00～15:00	同州内のコムーネであるパデルノ・ドゥニャーノ市の同選挙告示に記載されている投票所は全て学校施設。
ヴァッレ・ダオスタ自治州（特別州） (123130人)	151	日曜日 7:00～23:00 と翌日 月曜日 7:00～15:00	情報は見つからないが、以下の「(2) 投票所の設置要件について」の回答として見つかった情報からみて、学校施設であると考えられる。
トスカーナ州 (3661981人)	3934	日曜日 7:00～23:00 と翌日 月曜日 7:00～15:00	州内のコムーネであるマッサ市の例：学校施設

※具体的な施設名、店舗名を御回答下さい。

(2) 投票所の設置要件について

立会人の人数など投票所を設置するために必要となる条件があれば、どのようなものがあるか御回答下さい。

投票区の選挙人名簿登録者数は500人以上1200人以下でなければならない。
2021年2月の時点で全国に設置されていた投票所の数は61562で、その88%が学校施設内に設置されていた。
2020年には学校施設以外に投票所を設置することができる建物の特定が行われ、一部の投票所は学校施設以外の場所に移された。また2021年には投票が学校の教育活動に支障をきたすことなく行われるよう、そして当時の学校内における新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、学校施設以外に投票所の設置が可能な建築物の特定が必要とされた。
現行の法令によると、投票所においては、円滑な選挙人の入場及び投票の流れ、投票記載台の適切な設置及び警官による監視が可能でなければならない。
2021年の内務省の通達第4号によると、学校施設以外の投票所になり得る場所は、コ

ムーネの役場及び議会に使用される部屋、図書館及び閲覧室、体育館及び他のスポーツ施設、多目的ホール、展示会場や見本市会場等とされる。なお政党や政治活動、組合及び宗教団体に使用されている建物、また兵舎に投票所を設置することはできない。また障害者も含めた選挙人が通りから容易に出入りできる建物であること、投票事務に携わる者が使用できる衛生施設を備えていること、投票所内の選挙人の移動及び投票の順番待ちに支障がないこと、警察官による監視に問題が生じないこと、選挙人の住所から遠すぎないこと等のほか、投票所は入口に直接面した部屋と投票に充てられる2つの部屋を有していること、投票記載台4つ（そのうち1つは障害者用）が設置できること、外部から直接投票所内が見えないこと、十分な広さで採光と換気のために窓を備えていること等が条件として挙げられている。

(3) 期日前投票について


期日前投票の実施の有無と、有りの場合は制度概要を御回答下さい。

期日前投票の制度なし			
自治体名	期日前投票 実施の有無	有の場合	
		投票期間	投票時間

(4) 二重投票対策・本人確認の方法について

1人の有権者が異なる投票所で複数票を投じる、いわゆる「二重投票」対策や、投票所における本人確認がどのように行われているか、御回答下さい。

二重投票対策	<p>国政選挙の投票用紙の一部は、クーポンのように点線で切り離すことができるようになっている。切り離せる部分には投票用紙の識別用シリアル番号のシールが貼られている。</p> <p>投票所の名簿対照係は、有権者に投票用紙を渡す際に、そのシリアル番号を選挙人名簿の当該有権者の欄に記入する。有権者は投票用紙に記載した後に投票用紙を投票管理者に手渡す。</p> <p>投票管理者は投票用紙のシリアル番号と、選挙人名簿の当該有権者の欄に記入された番号が同一かどうかを確認してから、投票用紙のシリアル番号の部分を切り離して、投票用紙のみを投票箱に入れる。</p> <p>この制度は有権者が偽造の投票用紙や、予め記載された投票用紙を投票所に持ち込んだりすることを防止するために2018年に導入さ</p>
--------	---

	<p>れた。</p> 
<p>本人確認の方法</p>	<p>選挙人カードに加えて、以下のいずれかの提示が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民身分証明書やパスポート等、行政当局が発行した証明写真付きの身分が証明できる書類 ・イタリア退職士官全国連盟により発行され、軍により有効と認められた証明写真付きの退職士官証明書 ・強制加入団体により発行された、証明写真付きの身分証明書

(5) 郵便投票について

郵便投票により投票するための要件と、直近の直近の広域自治体議会議員選挙における郵便投票の利用率を御回答下さい。

<p>郵便投票を利用するための要件</p>	<p>在外居住者名簿に登録されている者、あるいは国内の選挙人名簿に登録されているが一時的に外国に居住している者のいずれかであること。</p>
<p>直近の広域自治体議会議員選挙における郵便投票の利用率</p>	<p>在外選挙人が投票できるのは、国政選挙、国民投票及び欧州議会議員選挙のみ。</p>

(6) 高齢者や移動困難者の投票機会の確保について

高齢者や移動困難者の投票機会を確保するため、どのようなことに取り組みられているか御回答下さい。

・病院に入院している者や高齢者施設に入居している者は、当該者が選挙人名簿に登録されているコムーネの区域内に当該病院（施設）が位置する場合のみに、病院（施設）内において投票することができる。その場合選挙人は、病院（施設）で投票する旨を明記した申立書と、病院（施設）長による証明書を当該コムーネの長に提出しなければならない。これらの書類は病院（施設）の事務長からコムーネに送られ、投票日の3日前までに届かなければならない。

・車椅子を使用する選挙人が登録されている投票所が車椅子でのアクセスに対応していない場合には、選挙人は同じコムーネ内のバリアフリー設備を備えた他の投票所のいずれかで投票することができる。その場合選挙人は投票者カードの他に、当該地域の保健当局が発行した診断書や、自動車運転特別免許証明等、歩行が不可能であること、あるいは歩行能力が著しく低いことを証明する書類を提示しなければならない。投票所内における車椅子を使用する選挙人の投票には、特別の投票記載台が使われる。

・重度の視覚障害、手の切断、麻痺等により自立的に投票ができない選挙人は、付添人に記載台の間仕切りの中まで同行してもらうことができる。そのためには選挙人は自分が選挙人名簿に登録されているコムーネに障害の証明書を提示した上で、投票に付添が必要な旨を示す印（AVD）を投票者カードに記載してもらわなければならない。



AVD の印

・常時医療機器を使用する必要がある等の理由で自宅を離れることができない重度傷者は自宅で投票することができる。そのためには当該選挙人は保健当局による診断書と投票者カードのコピーを添えて、投票日の20日前までにコムーネにその旨の申請をしなければならない。

・選挙権が停止されていない受刑者には投票が認められる。受刑者は刑事施設における投票を希望する旨の申立書に投票区の番号を明記し、刑事施設の所長はその受刑者が当該施設に収容されていることの証明書と申立書を投票日の3日前までにコムーネに送付する。

(7) 投票者に対するインセンティブの付与について

投票を行った有権者に対して特典等を付与する取組が行われている場合は、その内容を御回答下さい。

諸事情により名簿登録地のコムーネを離れている選挙人が投票日に当該コムーネに出向く場合には、そのために利用する国内の交通手段（鉄道、飛行機、船舶及び高速道路）の利用にかかる割引を受けることができる。

例えば飛行機を利用する場合には、40 ユーロを上限として国内線の往復運賃の 40% の割引が適用される。選挙人は空港でのチェックイン及び搭乗の際に投票者カードを提示しなければならない。割引の適用期間は投票日の 5 日前の 22 時から投票日後 5 日目の 22 時までとなっている。

また列車の切符を購入する際には、地方鉄道には 60%、また国内長距離線には 70% の割引が適用される（二等車のみ）。切符には選挙人の氏名が記載され、割引が適用される期間は投票日に先立つ 10 日間と投票日の翌日からの 10 日である。選挙人には列車内での検札の際に、投票者カードと身分証明書の提示が求められる。

(8) 上記以外の投票環境の改善に係る取組について

投票を行った有権者に対して特典等を付与する取組が行われている場合は、その内容を御回答下さい。

該当する取組なし。

7. インターネット投票について

(1) インターネット投票の導入の有無について

インターネット投票の導入の有無について御回答下さい。

有り	無し
	○

(2) インターネット投票を導入している場合【エストニア用】

以下について御回答下さい。

対象となっている選挙								
年齢別利用率	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代 以上
利用可能期間	期日前投票				投票日			
投票の秘密性の確保や不正防止のため講じているセキュリティ対策								
インターネット投票運用上の課題								

(3) インターネット投票を導入していない場合

検討状況について御回答下さい。

イタリアにおいては2020年財政法によりインターネット投票の試験的实施が定められるとともに、その実施のために100万ユーロの基金が創設された。この基金は在外選挙人と、職業上、学業上及び医療上の理由から一時的に特定の在外選挙区に居住する選挙人を対象として行われる欧州議会議員選挙、国政選挙及び国民投票の試験的インターネット投票の実施に充てられるとされたが、その後2021年5月31日緊急法律命令により投票の試験的实施には州議会議員選挙及びコムーネ議会議員選挙も含められると定められた。

2023年12月13日8時から14日の20時まで、ロンドン、ミュンヘン、ストックホルム及びシャルルロワ（ベルギー）の在外選挙区の選挙人と、職業上、学業上及び医療上の理由から一時的に当該選挙区に居住する選挙人のうち、デジタルIDを有する者を対象として、初の国政選挙の試験的オンライン投票が行われた。ただしこの試験的投票はシミュレーションであり、実際の選挙に際して行われたものではない。試験的投票は2021年7月に内務省が技術イノベーション・デジタル転換省と協議の上定めたガイドラインに従って実施され、本人確認、投票、投票結果の集計には Portale E-vote と呼ばれる投票プラットフォームが使用された。本人確認された選挙人の数は2681人であった。

8. 義務投票制について

(1) 義務投票制の採用の有無について

義務投票制の採用の有無について、該当欄に○を御記入下さい。

有り	無し
	○

※以降は、義務投票制を採用している場合のみ御回答下さい。

(2) 義務投票制の採用の時期や経緯等について

義務投票制を採用した時期や根拠法、義務投票制の採用に至った経緯について、該当欄に○を御記入下さい。

採用時期	
根拠法	
採用までの経緯	

(3) 罰則の内容及び投票義務が免除される要件について

罰則の内容及び投票義務が免除される要件を御回答下さい。

罰則の内容	
-------	--

義務が免除される要件	
------------	--